［二　略］

三　選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の最高額

イ　鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃　それぞれ第一号イからニまでに掲げる額

ロ　宿泊料（食事料を除く。）　一夜につき二万円

四　選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる報酬の最高額

イ　選挙運動のために使用する事務員　一日につき一万五千円

ロ　専ら選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者　一日につき二万円

ハ　専ら手話通訳のために使用する者　一日につき二万円

ニ　専ら要約筆記のために使用する者　一日につき二万円

［二　同上］

三　［同上］

イ　鉄道賃、船賃及び車賃　それぞれ第一号イ、ロ及びハに掲げる額

ロ　宿泊料（食事料を除く。）　一夜につき一万円

四　［同上］

イ　選挙運動のために使用する事務員　一日につき一万円

ロ　専ら選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者　一日につき一万五千円

ハ　専ら手話通訳のために使用する者　一日につき一万五千円

ニ　専ら要約筆記のために使用する者　一日につき一万五千円

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

1　この規程は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百二十七号）の施行の日から施行する。

2　この規程による改正後の参議院比例代表選出議員選挙執行規程の規定は、この規程の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の公示の日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される参議院議員の選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

○中央選挙管理会告示第十一号

審査分会長等の職務のために要する費用の額（昭和二十七年中央選挙管理会告示第七号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十七日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
4　第一項の者が旅行したときに要する費用は、鉄道賃、船賃、車馬賃、日当及び宿泊料とし、その額は、審査分会長にあつては国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める八級の職に在る者に支給する額に相当する額、審査長にあつては十級の職に在る者に支給する額に相当する額とする。	
別表	
区分	費用の額
審査分会長	一日につき　一二、二〇〇円
審査長	一日につき　一二、二〇〇円
審査分会立会人	一日につき　一〇、一〇〇円
審査立会人	一日につき　一〇、一〇〇円

改正前	
4　第一項の者が旅行したときに要する費用は、鉄道賃、船賃、車馬賃、日当及び宿泊料とし、その額は、審査分会長にあつては国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める十級の職に在る者に支給する額に相当する額、審査長にあつては十一級の職に在る者に支給する額に相当する額とする。	
別表	
区分	費用の額
審査分会長	一日につき　一〇、八〇〇円
審査長	一日につき　一〇、八〇〇円
審査分会立会人	一日につき　八、九〇〇円
審査立会人	一日につき　八、九〇〇円

附　則

この規程は、告示の日から施行する。

○厚生労働省告示第百八十八号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率（平成三十一年厚生労働省告示第二百十二号）の一部を次のように改正し、令和七年七月一日から適用する。ただし、令和七年六月三十日以前の休業補償の額の算定に当たり用いる率については、なお従前の例による。

令和七年六月二十七日

厚生労働大臣　福岡　資麿